

守口市防犯灯LED化事業業務委託プロポーザル 質問への回答

No.	頁	質問内容	回答
1	実施要領 9頁	5(2)①エ 関西電力電灯料金請求区分において関西電力電灯料金請求と既存資料の防犯灯数の整合は計れているとの理解でよろしいでしょうか。	実施要領記載の灯数は、平成26年3月31日現在での把握灯数となります。契約後、既存資料としてお渡しする防犯灯位置図は、本事業実施にあたり、平成26年7月時点で町会等から提出されたものになります。よって、平成26年4月1日以降に新規設置などにより、実施要領記載の灯数から多少増減しているものとお考えください。
2	実施要領 15頁	10(2) 資料収集整理について 本業務にて貸与いただける資料としまして既存の防犯灯位置図はございますでしょうか。有る場合、電子データ(GISデータ(shape形式)等)もしくは紙ベース(住宅地図などに位置をおとしたもの等)現在の状態についてご教示願います。 また、防犯灯に関する管理台帳について、整備されたものはございますでしょうか。	防犯灯位置図(紙ベースで住宅地図などに位置をおとしたもの)はあります。ほとんどの町会及び防犯委員会より位置図を頂いておりますが、一部位置図のない団体もあります。 また、台帳については、町会(防犯委員会)名、代表者名、代表者連絡先、既存防犯灯数(関西電力電灯料金請求区分別灯数及び総灯数)、LED化希望灯数をまとめた一覧表を作成しています。
3	実施要領 15頁	10(3)①ーイ 現地調査について 現地調査の調査項目において「住所」は、住居表示を指しているとの理解でよろしいでしょうか。また、住所の取得にあたって、想定されている精度(町丁目レベル、街区符号レベル、住居番号レベル)をご教示下さい。	現地調査の調査項目における「住所」とは、住居表示を指しません。 「〇〇町〇丁目〇番〇号」まで示していただきたいと考えています。
4	実施要領 15頁	(6)成果品について 「調査事業において得られた…地図については、紙媒体とデータ媒体を提出すること」とございますが、紙媒体として出力する際の背景図としては何を想定されていますでしょうか。(都市計画図、住宅地図、航空写真等)	背景図は想定していません。 町会や防犯委員会の方が見て防犯灯の位置がわかりやすいものを背景図に選択してください。
5	実施要領 2頁	2. 事業概要(4)事業内容 交付した補助金との差額を負担した町会等への支払いもその費用をリース料金に含め、と記載ありますが、リース会社から町会等へ現金を支払うということでしょうか。 また、金額について、使用した機関の減価償却分の費用について相殺した金額でもよろしいでしょうか。	交付した補助金との差額の支払い方法については、提案に委ねます。法的な問題も考慮したうえで、提案を行ってください。 また、金額については、使用した期間の減価償却分の費用について相殺した金額ではなく、既に交付している補助金との差額としてください。
6	実施要領 9頁	既設機器の容量は記載してありますが、機器の光源の種類(蛍光灯、水銀灯、ナトリウム灯等)及び機器の種類(防犯灯器具、道路灯機器、歩道灯、デザイン灯等)、設置状況(電柱・供架・直柱ポール・アームポール・単独ポール等)、設置高さが仕様書に明記されていません。 機器費用算出のために、最低限必要な情報ですので、提示願います。 また、ポール径の違い等で別途アタッチメントが必要となる数量を提示願います。	機器の光源の種類及び機器の種類、設置状況、アタッチメントが必要となる数量等については、こちらで把握していないため、提示することができません。これらの情報の把握のために導入調査事業を行います。 従いまして、機器費用と別途アタッチメント費用の算出については、現在提示している情報を基に、仮に設定してください。 導入調査事業の結果、見積金額が提案段階のものとは異なることが予想されますが、これについては契約の際に別途協議するものとします。
7	実施要領 17頁	12. リース仕様(5) 動産総合保険の適用範囲について 動産総合保険の適用範囲とは、設定により変動しますが、どの範囲までの適用を考えていますか。	動産総合保険の適用範囲について、本市からの指定はありません。詳細については提案書に記載し、提案を行ってください。
8	実施要領 17頁	11. 工事仕様(5)管理番号の付与 既設LEDと新設LEDのすべてに管理番号を付与し、表示することとありますが、付与方法は機器に直接管理票シールを貼れば良いでしょうか。若しくは管理プレートを目視可能範囲の高さに設置したほうが良いでしょうか。	管理番号の付与・表示方法について、本市からの指定はありません。詳細については提案書に記載し、提案を行ってください。
9	実施要領 3頁	本件におきましては、債務負担行為はなされるのでしょうか。 それに連動する質問です。 債務負担行為では無い場合、長期継続契約になると思われませんが、10年間のリース期間の中で、貴市の予算が削減されたり、削除されることで賃貸借契約が解除されるケースはありますか。またその際は残りの賃貸借料が解約損害金としてリース会社に支払われるのでしょうか。	本件におきましては債務負担行為がなされています。従いまして、10年間のリース期間の中で、本市予算が削減されたり、削除されることで賃貸借契約が解除されるケースはありません。
10	実施要領 12頁	8-(1) 契約期間終了後、無償譲渡すると記載されておりますが、期間中の固定資産税については納付義務は事業者側に無いとの認識でよいか。	今回の事業でリース化する防犯灯は、所有権留保付売買資産に該当すると考えられるため、リース会社は防犯灯を償却資産として申告する必要はありません。したがって、期間中の固定資産税については納付義務は事業者側に無いとの認識です。

11	実施要領 17頁	12-(5) 「詳細についてはリース会社が加入している動産総合保険適用範囲に基づき～」との記載があるが、通常の動産総合保険の場合、保険金額は事故当時の物件簿価相当額が上限となるため、場合によっては補修(取替)に必要な金額が全額賄われない可能性があるが、その場合は不足分については貴市負担と考えてもよいか。	ご質問のケースの対応方法については、優先交渉権者との詳細協議の中で取り決めることとします。
12	実施要領 6頁	賃貸借料の支払いは該当月分をその当月末日までに請求し、翌月末日に支払いされるという認識でよいか(例:2015年3月分⇒2015年3月末請求、2015年4月末支払い)	賃貸借料の支払いについては、優先交渉権者との詳細協議の中で取り決めることとします。
13	実施要領 6頁	賃貸借契約締結の際、契約保証金は必要でしょうか。また履行保証保険で代替可能。 それに連動する質問で、履行保証保険をかける場合、10年での履行保証保険は無いと保険会社から回答があったが、そういった場合、3年や5年の履行保証保険を繰り返しかけることで10年間をカバーするという方法でもよいか。	10年での履行保証保険が無い場合は、履行保証保険ではなく契約保証金を納付してください。
14	実施要領 6頁	本件の賃貸借契約書雛形を提示願いたい。	優先交渉権者との詳細協議の中で契約内容を決めますので、現段階で契約書の雛形を提示することはできません。
15	実施要領 2頁	2-(4) 既設LED防犯灯の扱いについて、「本事業にて取替される防犯灯のリース契約に含めて」との記載があるが、物件管理上及び補助金申請分との区分けや誤解を避けるなど様々な面から、既設分と新規取替分については契約を分けるべきと考えるが、それでもよいか。	同一の契約にするか契約を分けるか等も含め、その方法を採用に際してのメリット・デメリットを説明することができる形で提案してください。
16	実施要領 2頁	2-(4) 既設LED防犯灯についても、賃貸借期間は2015年3月1日から10年間と考えてよいか。	既設LED防犯灯についても、賃貸借期間は2015年3月1日から10年間です。
17	実施要領 2頁	2-(6)-② 記載金額には既設LEDのリース料が含まれているか。	記載金額には既設LEDのリース料が含まれています。
18	実施要領 2頁	2-(6)-② 記載金額には補助金額は含まれているか。また提案について、補助金を差し引いた金額にて提示する必要があるか。	記載金額は本市予算の上限金額です。提示金額については、その範囲内で提示してください。ただし、一般社団法人低炭素社会創出促進協会からの補助金(導入補助事業は一般社団法人低炭素社会創出促進協会から事業者へ補助金が交付される)を考慮したうえで提示してください。
19	実施要領 2頁	2-(4) 既設LED防犯灯について、品番や設置場所、設置年月日、管理している町会名等の詳細データを提示願いたい。	市として詳細データを把握していないため、提示することはできません。これらの情報の把握のために導入調査事業を行います。
20	実施要領 2頁	2-(4) 既設LED防犯灯について、非常に多くの町会に跨ると想定されるため、町会へのアナウンスやとりまとめなどは貴市にも関わって頂くことが必要不可欠と考えるが、積極的に協力いただけるか。	既設LED防犯灯についての町会へのアナウンスやとりまとめなどは本市としても積極的に関わっていくことが必要不可欠と考えています。本市が担う役割も含めて、具体的な対応の方法について提案してください。